

資料編

計画の策定の経過等

年 月 日		事 項
平成 19 年度	2月29日～ 3月31日	市民意識調査 (対象) ・介護保険居宅サービス利用者 ・上記以外の65歳以上の方 ・居宅サービス利用者を担当している介護支援専門員
平成 20 年度	7月30日	第1回介護福祉推進協議会 ・第4期吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定 ・高齢者をめぐる現在の状況 ・第4期吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に係るアンケート調査結果報告書 ・第4期吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定スケジュール
	9月29日	第2回介護福祉推進協議会 ・課題の抽出と解決の方向性 ・計画の基本理念と基本方針 ・重点施策 ・サービス量の見込み方
	11月7日	第3回介護福祉推進協議会 ・第4期計画策定の具体的な施策 ・日常生活圏の人口状況・推計 ・介護保険料及び介護給付費準備基金の状況 ・サービス利用の見込み
	12月17日	第4回介護福祉推進協議会 ・日常生活圏の人口状況 ・パブリックコメントの実施内容 ・第4期計画策定の具体的な施策 ・サービス利用量の見込み ・「吉川市第4期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」素案

	12月24日 ～1月23日	パブリックコメント
	2月9日	第5回介護福祉推進協議会
	2月中旬予定	「第4期吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」策定（市長決裁）

介護福祉推進協議会設置要綱

平成12年8月 1日制定

平成20年7月30日最終改定

（設置）

第1条 吉川市の介護保険事業及び一般福祉施策の円滑な運営を図るため、介護福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 市の介護保険制度の円滑な運営のための提言及び助言に関すること。
- (2) 介護保険事業計画を円滑に推進するため、各年度における利用状況や達成状況の点検・分析・評価に関すること。
- (3) 介護保険事業計画の策定のための提言及び助言に関すること。
- (4) 市の高齢者福祉施策に関する提言及び助言に関すること。
- (5) 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の39第1項に規定する地域包括支援センターの設置、運営、評価等に関すること。
- (6) 介護保険法第42条の2第5項、第78条の2第6項、及び第78条の4第5項に規定する地域密着型サービスの運営に関する意見を述べること。

（組織）

第3条 協議会は、委員7名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 医療関係者
- (3) 福祉関係機関の代表者
- (4) 市民又は市民団体の代表者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長等)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、委員をもって構成し、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

4 会議は、会長が必要と認めるとき、又は会議の決定があったときは、委員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部いきいき推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののことのほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

介護福祉推進協議会委員名簿

(順不同)

氏名	選出母体	備考
峯尾 武巳	神奈川県立保健福祉大学	知識経験者
中村 信 ◎	吉川市医師会	医療関係者
戸張 英男	吉川市歯科医師会	医療関係者
矢野 義光 ○	吉川平成園	福祉関係機関の代表者
大脇 利彦	ききょう苑	福祉関係機関の代表者
足立 有庸	市民の代表者	市民又は市民団体の代表者
中田 眞矢子	市民の代表者	市民又は市民団体の代表者

◎会長 ○副会長

用語解説

〔あ行〕

・運動器

身体機能をささえる骨や関節などから構成される筋・骨格・神経系の総称。

〔か行〕

・介護支援専門員（ケアマネジャー）

介護保険の要介護、要支援認定を受けた人から相談を受け、適切なサービスを組み合わせた介護サービス計画を作成したり、市町村、事業者、施設などとの連絡調整を行う。

・介護相談員

介護サービス事業所を定期的に訪問し、気軽な雰囲気の中でサービス利用者の日常的な不平・不満又は疑問を聞き、事業者と共に改善の途を探り、苦情に至る事態を未然に防ぐ。また、市民の目を通して、サービスの実態等（良い点・悪い点）を把握し、市に提言を行うことにより、介護サービスの質の向上や市の介護保険行政の円滑な運営に反映させる。

・介護相談員派遣事業

一定の研修を受けた介護相談員が、市の事業の一環として介護保健施設の訪問等を行い、利用者とサービス提供事業者との間の橋渡しを行うことによって利用者の疑問や不満・不安の解消を図りつつサービスの質の向上に寄与することを目的として、平成12年度に創設された事業。

・介護福祉士

介護の専門知識と技術を持つことを認定された介護福祉の専門職で、身体的または精神的な障がいがあって日常生活を営むのに支障がある寝たきりの高齢者などに対する入浴、排泄、食事などの生活上必要な介護を行うほか、その家族への精神面でのフォロー、介護に関する指導を行う。

・介護保険事業計画

介護保険事業を円滑に実施するため、介護保険法に基づいて市町村が介護保険サービスの提供量や確保策を定めている計画。3年を1期としている。計画に定めるサービス見込み量等に基づき第1号保険料を算出する。

・介護保険施設

介護保険法による施設サービスを行う施設で、介護保険法に基づいて都道府県知事の指定を受けた施設のことをいう。介護保険施設には、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設がある。

・キャラバンメイト

認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務めていただく人で、所定のキャラバンメイト研修を受講し登録された方。

・ケアプラン（介護サービス計画）

要介護者等が、介護サービスを適切に利用できるように、心身の状況、生活環境、サービス利用の意向等を勘案して、サービスの種類、内容、時間及び事業者を定めた計画。

・ケアマネジメント

要介護者等に対して、適切なサービスを受けられるようにケアプラン（介護サービス計画）を作成し、それに基づいて必要なサービスの提供を確保し、生活を支援すること。

・ケアマネジャー（⇒ 介護支援専門員と同じ）

・口腔機能

味わう・食べる・語らう・笑うなど、非常に広い範囲で捉えられ、口の中だけではなく、笑ったり、話したりする時に使う口の周りの筋肉や唇の周りの動きも含まれる。

・コーホート変化率法

コーホートとは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のこと。コーホート変化率法とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動静から変化率を求め将来人口を推計する方法。

・高齢化率

総人口に占める65歳以上人口（老年人口）の割合。老年人口比率ともいう。

・高齢者福祉計画

高齢者福祉事業についてサービスの供給量や整備量を定め、その確保策を示す。老人福祉法に基づき市町村が定める。計画期間は3年を1期としている。

〔さ行〕

・作業療法士（OT）

身体に障がいがある人に対して、主に手先を使う作業療養を用いて日常生活を営むための訓練や生きがいつくりを行う専門職で、医療機関や福祉施設、介護保険施設などで働いている。

・参酌標準

必要とされる介護保険サービス量を推計するにあたり、国（厚生労働省）が示す、その参考とすべき数値。

・社会福祉協議会

地域の実情に応じて福祉事業を行う民間の自主的組織で、ほぼ全国の都道府県、市町村に設置されている。各種の在宅福祉サービスも提供している。

・シルバー人材センター

定年退職者等の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業の機会を確保し、提供する公益法人で、会員は原則として60歳以上の健康な高齢者で構成する。

・生活機能評価

65歳以上の介護認定を受けていない高齢者を対象に、25項目からなる基本チェックリストと医師による問診・計測・診察を通じて、介護予防が必要な高齢者（特定高齢者）を把握する方法。

・成年後見制度

認知症の方、知的障がいのある方、精神障がいのある方など判断能力の不十分な方々は、財産管理や身上監護（介護、施設への入退所などの生活について配慮すること）についての契約や遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法などの被害にあうおそれがある。このような判断能力の不十分な方々を保護し支援する制度。

〔た行〕

・第1号被保険者

介護保険法では市町村の区域内に住所を有する65歳以上の高齢者を第1号被保険者としている。

・地域ケアシステム

在宅の介護や生活支援を必要とする方々に対して、一人ひとりに最も適するよ

うに保健・医療・福祉サービスを組み合わせて提供する仕組み。必要なサービスを提供するために保健・医療・福祉機関との総合的な調整を行う。

・地域サロン

家に閉じこもりがちな高齢者などが、身近な場所に気軽に出かけて行き、仲間づくりや生きがいづくりを行い、地域でいつまでもいきいきと暮らせることを目指す交流活動の場。

・地域支援事業

地域支援事業は、下記の介護予防事業、包括的支援事業、その他の事業を行う。介護予防事業では、介護予防対象者の選定を実施するほか、その結果を踏まえ、要支援・要介護になるおそれのある人等を対象とする介護予防サービスを提供する。包括的支援事業では、介護予防マネジメント事業のほか、総合相談・支援事業（地域の高齢者の実態把握、介護以外の生活支援サービスとの連絡調整等）、地域ケア支援事業（支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言、地域のケアマネジャーのネットワークづくり等）がある。その他としては、権利擁護事業、家族支援事業等を行うことができる。

・地域包括支援センター

社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャー等の3職種が連携し、「総合相談事業」「虐待の早期発見、防止等の権利擁護事業」「介護予防管理」「包括的・継続的管理」を行う中核機関。

・特定高齢者

近い将来に要支援・要介護状態となる可能性のある65歳以上の高齢者。65歳以上で生活機能の低下がみられ、要支援、要介護状態になる可能性が高いと考えられる介護認定を受けていない人。

・閉じこもり

特に病気もないのに、1日のほとんどを家の中あるいは庭先程度の家の周辺で過ごし、日常生活行動の範囲がきわめて縮小した状態で活動的な生活をしていないこと。

〔な行〕

・日常生活圏域

住み慣れた地域での生活を重視し、地域における介護サービスを24時間体制で受けられるよう設定された圏域。

・ 認知症

知能が正常に発達した後、器質的並びに非器質的異常により持続的に低下した状態を指す。したがって、先天的異常による精神発達遅滞に伴う知的障がいや一過性の意識障がいは認知症とはいわない。成人に起こる認知（知能）障がいであり、記憶、判断、言語、感情などの精神機能が減退し、その減退が一過性でなく慢性に持続することによって日常生活に支障をきたす状態。「痴ほう」という用語が、平成 16 年 12 月に変更された。

・ 認知症高齢者グループホーム

小規模な生活の場（8 人程度の少人数グループ単位の共同居住形態）において食事の支度、掃除、洗濯等のサービスを提供し、家庭的で落ち着いた雰囲気の中で共同して家庭生活を送ることにより、認知症の進行を遅らせ、家庭の負担の軽減を図ることを目的に平成 9 年度に創設された。

・ 認知症サポーター

「認知症サポーター養成講座」を受講した人を指す。講座で学ぶ認知症についての正しい知識、適切な対応の仕方などを、サポーター一人ひとりが日々の暮らしに生かし、自分のできる範囲で認知症の人やその家族を応援する。また、認知症サポーターには、認知症を支援する目印としてブレスレット（オレンジリング）が配布される。

〔は行〕

・ 包括的支援事業

介護予防事業の提供にかかるマネジメントの実施や総合相談、そして地域の高齢者実態把握や介護以外の生活支援サービスとの調整、また虐待の早期発見、防止などや支援困難な事例に関するケアマネジャーへの助言・ネットワークづくりなどの地域ケア支援を行う事業のことをいう。

〔ま行〕

・ 民生委員・児童委員

地域に存在しながら福祉全般の相談に応じるボランティア。地域住民の生活状態を常に把握して、関係施設と密に連絡を取り合う。推薦により 3 年任期で、厚生大臣からの委嘱を受けている。

〔や行〕

・要介護高齢者

要介護状態にある 65 歳以上の人。要介護状態とは、身体上又は精神上の障がいがあるために、入浴、排泄、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、6 か月継続して、常時介護を要すると見込まれる状態のこと。要介護状態は、要支援状態よりも介護の必要の程度が重度であり、その区分は、介護の必要度により5つに区分される。介護保険制度において、介護給付の対象となる状態。

・要支援高齢者

要介護状態となるおそれのある状態の 65 歳以上の人。要支援の状態は、要介護状態とは認められないが、要介護状態となる可能性があり、身支度や家事など日常生活に支援が必要な状態のこと。介護保険制度において、予防給付の対象となる状態。

〔ら行〕

・理学療法士（PT）

身体に障がいのある人に対して、運動療法や物理療法（熱や電気、水などを用いた療法）などにより機能回復訓練を行う専門職で、医療機関や福祉施設、介護保険関連施設などで働いている。

・リハビリテーション（リハビリ）

身体的・心理的・職業的・社会的に最大限にその能力を回復させるために行う訓練や療法のこと。